

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度救急車の定期点検整備、継続検査整備業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪トヨペット株式会社

3 随意契約理由

高規格救急車は、国土交通省で専用車両として認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。

高規格救急車は、患者用の防振ベッド装置やストレッチャー収容装置などのほかに医療器具用のための電装装置や、車両の盗難防止装置などの特殊装置が装備されており、これら各装置の点検、整備には製作会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要となる。

上記業者は、当該高規格救急車の製作会社であるトヨタ自動車株式会社の系列会社であり、大阪市において、販売・特殊装置を含めた整備技術の提供及び指導を製作会社から受けている唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度小児救急支援システムの機能保守等業務委託

2 契約の相手方

株式会社 DTS WEST

3 随意契約理由

小児救急支援システムにて構築された小児救急支援アプリは、救急安心センターおおさか事業の一環として、平成28年4月1日から利用者に医療機関情報（所在地、標榜診療科目、診療可否時間等）を提供することができるもので、対象地域を大阪府内全域として運用している。

最新の医療機関情報を市民に提供するためには、本システムの機能保守等の業務を行い、最新かつ適正化された状態を維持し、安定的な運用に努めることが必要不可欠である。

上記業者は本アプリケーションを開発・納入した業者であり、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急安心センターおおさか）（電話番号 06-4393-6634）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度都島消防署ほか12か所ガスヒートポンプ式空調設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 随意契約理由

各署所のガスヒートポンプ式空調設備は、経過年数に応じたより質の高いメンテナンスが必要であり、また各署所は防災活動拠点として常に良好な状態を維持する必要があるため、機器定期点検・故障時の緊急対応・故障修理・遠隔管理等を総合的に保守管理するフルメンテナンスサービスを行う必要がある。

都島消防署ほか12か所設置の同空調設備は、大阪瓦斯株式会社が独自に設計、製作し構成部品も自社専用ものであり、メンテナンスも自社で行っている。上記業者は、製品の構造、分解、組立手順等独自の知識や技術を有しており、保守管理業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6166)

随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置保守業務委託（その1）

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所

3 随意契約理由

車載端末装置（以下「装置」という。）は、消防車両等の位置・動態を管理し、災害現場に最も近い消防車両等を出場させる消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

上記業者は当局保有の装置のうち、平成22年度～平成26年度に当局向けに開発製造を行なった業者であり、装置独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、また、装置の障害発生時や点検整備に部品の確保ができ、運用に影響を与えることなく確実に作業を行える唯一の業者である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置保守業務委託（その2）

2 契約の相手方

パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社

3 随意契約理由

車載端末装置（以下「装置」という。）は、消防車両等の位置・動態を管理し、災害現場に最も近い消防車両等を出場させる消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

上記業者は当局保有の装置のうち、平成16年度～平成21年度に当局向けに開発製造を行なった業者であり、装置独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、また、装置の障害発生時や点検整備に部品の確保ができ、運用に影響を与えることなく確実に作業を行える唯一の業者である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

初動消防活動支援システム管理業務委託

2 契約の相手方

パシフィックコンサルタンツ株式会社

3 随意契約理由

初動消防活動支援システム（以下「システム」という。）は、地盤データ、建物データなどを事前にコンピューターに登録しておき、地震発生時に市内に設置している震度計の震度情報を基に地域ごとの地震動の分布、出火危険度、延焼危険度を予測し、さらに火災指令した出火点において、風向、風速が反映された延焼シミュレーションを実施し、消火に必要な消防部隊数等を予測するシステムである。

本業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、機能点検を実施するものである。併せて、「初動消防活動支援システム情報セキュリティ実施手順」に基づき、ウイルス対策ソフト定義ファイルを定期的に更新しなければならず、本システムの運用を停止することなく、他の機能に影響を与えないよう機能点検及びウイルス対策ソフト定義ファイル更新を行う必要がある。

上記業者は、本システムを開発・納入した業者で、システム独自の設計・製造等に係る専門的知識と技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

消防訓練指導業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪消防振興協会

3 随意契約理由

大阪市には、不特定多数の市民等が入り出る建物のうち、消防法に基づいて防火管理者を定め、消火・通報・避難の訓練を実施することが義務付けられたもの（以下「指導対象物」という。）が約 15,000 あり、当局では、指導対象物の関係者が万一の災害に遭った際に適切に対応できるように、火災に関する自らの知識、経験等に基づきそれぞれの建物実態に適した訓練要領をアドバイスする消防訓練指導により、災害発生時の被害軽減に努めている。

本業務は、指導対象物への消防訓練指導について年間 8,200 件を委託するもので、電話等による訓練実施の促進と、直接、訓練現場に立ち会って実施する助言及び指導、また、自主的に行われた訓練について実施する助言及び指導を主な業務とする。

また、指導対象物の形態等の多様化に伴い、平成 27 年以降に施行された改正消防法施行令により社会福祉施設や病院等の用途区分が見直されるなど、建物それぞれの実態に合わせた防火管理体制がさらに重要となっており、変わりゆく状況に適切に対応していく必要がある。

このような現状に鑑み、当局では、平成 30 年度より消防訓練指導の機会を捉えて行う消防計画[※]の作成・見直しに係るアドバイスを本業務の一つとして委託し、指導対象物関係者に対して消防訓練の重要性を含めた防火管理に関する総合的な意識向上を図っている。

こうした業務の履行には、より高度な知識や技術が必要となることから、火災予防業務に係る高度な知識・技術・経験を蓄積した予防技術資格者の経歴を有する者により、組織内で業務従事者に対して指導・助言する体制の確保を受注者に求める必要がある。

上記法人は、予防技術資格者の経歴を有する者や防火対象物点検資格者といった本業務の履行に必要な知識・技術・経験を有する者により、年間の委託件数を確実に実施できる業務体制を確保しており、市場調査の結果、本業務の目的を確実に達成できる唯一の法人である。

よって、上記法人を指定するものである。

※ 消防計画：消防訓練の実施のほか、消防用設備等の点検・整備、火気の使用・取扱い、避難又は防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理、南海トラフ地震を含む地震対策等について定める防火管理の基本計画

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局予防部予防課（自主防災管理）（電話番号 06-4393-6330）

随意契約理由書

1 案件名称

自主防災指導業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪消防振興協会

3 随意契約理由

本業務は、対象建物に立ち入って、階段、廊下、防火戸等の施設の管理状況をはじめ、防火管理、消防用設備等、危険物その他の防火・防災に関する法令基準への適合状況を確認するとともに、当該建物の関係者等に対し、火災予防の観点から必要な知識・技術を指導することを主な業務としている。

特に、従来消火器の設置義務がない延べ面積 150 m²未満の飲食店等に対してその設置を義務付ける消防法令改正が平成 30 年 3 月に行われ、令和元年 10 月の施行後は市内の対象となる飲食店で新たに消火器の設置が必要となった。これを受け、新たな規制対象となる飲食店等に対する消防用設備等の設置指導等にあたっては、個々の建物の具体的な規模や使用状況などについて見取り、聞取りを行って、消防法施行令別表第一に定める用途に該当することを確認し、当該設備の設置基準に照らして設置の要否を判断した上で新規制の対象となる事業所の数、場所等の実態を把握するとともに、当該建物の関係者等に対し、法令改正の趣旨や設置基準、届出等の制度内容等を周知し、各建物の状況に応じた指導を行う必要がある。

このため、本業務の性質上、その実施にあたっては、消防法令及び火災予防業務に関する高度かつ専門的な知識・技術・経験が必要であり、消防法令に関する高度かつ専門的な知識・技術を有する者として、防火対象物点検資格者を業務従事者とし、消防法令及び火災予防業務の全般に関する高度かつ専門的な知識・技術及び十分な経験を蓄積した予防技術資格者の経歴を有する者が組織内で業務従事者に対して指導・助言する体制の確保が不可欠である。

本業務に必要な技術の特殊性を踏まえ、市場調査を実施したところ、本業務の履行に必要な知識・技術・経験を有する者による業務体制を確保しており、本業務を確実に履行可能な業者は、上記法人に特定される結果となった。

以上のことから、本業務に係る契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、契約の相手方として上記法人を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局予防部予防課（第 1 査察）（電話番号 06-4393-6353）

随意契約理由書

1 案件名称

画像伝送システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本システムは、大規模災害時に高所カメラ及びヘリコプターからの映像等を総務省消防庁及び都道府県等へ通信衛星を経由して情報伝達し、広域的な通信体制を確保するシステムであり、NEC ネットエスアイ株式会社が独自に設計・製造したものである。

本業務は、製造業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、上記業者は本業務を履行するために必要な技術資料及び技術者を保有している唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

高所カメラ情報収集システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社HY Sエンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本システムは、高層ビル屋上に設置したテレビカメラをコンピュータ制御し、市内一円をモニタするほか、火災救急指令システムと連動して、自動的に災害点方向に動作を行うシステムであり、株式会社日立国際電気が独自に設計・製造したものである。

本業務は、製造業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、それに対応する技術資料及び技術者を保有しなければ、本業務を履行することができない。

本システムの製造業者である株式会社日立国際電気は、関西地区における保守メンテナンスに関する業務について上記業者を指定しており、上記業者は製造業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務が履行できる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

消防情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

当局が保有する消防情報システムは、119番通報等を受信するとともに、災害地点やその距離、災害内容などの情報から、最適な消防車両や救急車両の出場隊編成を行い、該当署所へ専用線を利用して出場指令トーン、音声指令、出場指令書を出力させるシステムである。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

上記業者は、本システムの設計から構築までを行っており、システム独自の専門的知識及び技術者を有している。また、本システムの各機能を構成する機器及び署所の受令装置等を開発・納入していることから、システムの障害発生時には状況を的確に把握して最適な対応を行うとともに、機器の部品の確保ができ、復旧まで迅速に行うことができる。

以上の理由から、上記業者は本システムの保守業務を正確かつ迅速に実施することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度救急教育等業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

本案件は、救急救命士の養成教育及び救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育（以下、「救急救命士生涯教育」という。）を実施するにあたって必要となる専門医師による講義、実技実習及び救急医療機関における病院実習の調整を委託する業務である。

救急救命士養成教育については、「救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）」に基づき実施しており、各診療科や救急・災害医療など幅広い専門医師による講義や実技実習、救急医療機関における病院実習が必須となっている。また、救急救命士生涯教育については、平成28年3月31日付け消防救第38号「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の一部改正について」に基づき実施しており、救急救命士が特定行為等の処置を行うために必要なメディカルコントロール体制の下、救急・災害医療に係る専門性の高い教育及び救急医療機関におけるより実践的な病院実習が必須となっている。

本案件を実施するにあたっては、専門医師による講義、実技実習及び救急医療機関における病院実習の調整について一貫性を持たせて行う必要があり、かつ救急医療機関等及び医師の協力が必要不可欠である。上記業者は、大阪府内の各救急医療機関等及び医師の統括的な調整や円滑な確保が可能である唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急指導）（電話番号 06-4393-6628）

高度専門教育訓練センター（救命士養成）（電話番号 06-6746-5113）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備定期点検業務委託

2 契約の相手方

日本ビソー株式会社

3 随意契約理由

ゴンドラ設備は、労働安全衛生法第41条及びゴンドラ安全規則第21・24・27条に基づき、定期点検及び性能検査を実施する必要がある。ゴンドラ設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

消防局庁舎(西消防署併設)設置のゴンドラ設備は、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがある。製造会社である日本ビソー株式会社は、点検及び修理に必要な製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有しており、当該業務を履行できる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、点検及び修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6165)

随意契約理由書

1 案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備（4）業務委託

2 契約の相手方

小川ポンプ工業株式会社

3 随意契約理由

消防車両ポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに消防法の規定に基づく動力消防ポンプの技術上の規格に定める省令に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該消防車両ポンプ装置は上記事業者製であり、車両ぎ装全般について同社独自の技術で設計製作されており、点検整備には製造業者独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車特殊装置点検整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検及び整備業務には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製造会社からはしご車特殊装置点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本契約は上記業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

起震車の起震装置保守点検整備業務委託
起震車の起震装置整備業務委託

2 契約の相手方

飛鳥特装株式会社

3 随意契約理由

起震車は、各種地震を再現させる装置を備えたものであり、確実な動作を要求されるものである。

当該起震車は、上記事業者製であり、車両ぎ装全般について、同社独自の技術で設計・製作されており、起震装置およびこれに付随する点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にし、点検整備後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプターテレビ電送システム機器点検業務委託

2 契約の相手方

池上通信機株式会社

3 随意契約理由

本システムは、ヘリコプターに搭載したテレビカメラから災害現場の映像を指令情報センター等に電送するもので、地震等の非常災害時には、火災状況、建物・道路の損壊状況並びに市民の避難動向等の災害情報を迅速、的確に把握するシステムである。

本点検を行うためにはシステム独自の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は製造メーカーであることから点検を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、点検を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

デジタル無線機積替（1）業務委託

2 契約の相手方

株式会社富士通ゼネラル

3 随意契約理由

本業務は、株式会社富士通ゼネラルが製造した消防・救急デジタル無線機を、指定する消防車両から消防車両へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

本業務を行うためには、消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は製造メーカーであることから本業務を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

デジタル無線機積替（2）業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

本業務は、富士通株式会社が製造した消防・救急デジタル無線機を、指定する救急車両等から救急車両等へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

本業務を行うためには、消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は製造メーカーであることから本業務を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）